

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	喜瀬・幸喜・許田 (喜瀬・幸喜・許田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 6 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

土地改良事業が4箇所で行われた地区であるが、土壌の悪い農地も多く、農業所得の不安定などから後継者や新規就農者の確保が難しい地域である。
課題としては、
・高齢化による専業農家の減少、それに伴う農地の遊休化
・後継者不足(農業後継者確保)
・イノシシ被害
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地中間管理事業を図れるよう、地域として協力できる体制構築を目指す。
・地域内外から耕作者を確保し、飼料作物を含め、地域農業を担う者への農地集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。 ・飼料利用を含め、希望する地いい内外からの認定農業者等を受け入れ、担い手への農地集積を促進する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>地域内で農業リタイア、経営転換、農業を営まない者の農地相続等により、活用が見込まれない農地が発生した場合には、積極的に農地中間管理機構へ貸し付ける。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>近隣の他市町村及び関係機関等と連携し、飼料を含めた基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・名護地区(喜瀬・幸喜・許田)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。
 ⑨草地畜産基盤事業(畜産担い手育成総合事業:令和8~12年度・幸喜地区)を活用し、地域内外からの担う者を受け入れ、地域農業へ担う者への農地集積・集約を促進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	数久田・世富慶 (数久田・世富慶)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 6 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
数久田地区では、農業用水の基盤整備が入っているため参入しやすいものの、相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある。世富慶地区では、農業用水も整備されておらず、所有者の貸し渋りがある。このため、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
課題として、
・農業後継者確保
・高齢化による専業農家の減少、それに伴う農地の遊休化
・イノシシ被害
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>現在は未定である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・名護地区(数久田・世富慶)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。
- ⑩今後、周辺の字名護の農地を地域計画エリアに設定したい。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	為又 (為又)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 6 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、柑橘で、改植事業等導入しているが、それ以外の品目でも、農業後継者や担い手農家の確保が難しい状況になっており、今後いかに後継者を確保できるか検討していく必要がある。
課題としては、
・遊休地が多い
・市街地に近いため交通の問題がある
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

遊休地や離農が想定される農業者の農地については、担い手の分散錯圃解消を図り、農地の有効活用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在は未定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・名護地区(為又)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	源河 (源河)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
現況、農業用水の確保は、集落エリア周辺の給水施設の活用や農業者自身での河川等からの取水により行われているが、営農を行う上で、農業用水の確保に課題を抱える方々からは、畑への灌がい施設設備の必要性について話があった。
相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
課題としては、
・後継者不足
・イノシシ被害
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在は未定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・羽地地区(源河)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	稲嶺・真喜屋・仲尾次 (稲嶺・真喜屋・仲尾次)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、農業に関する環境整備がほぼ完了しているが農業後継者や担い手農家の確保が難しい状況になっている、今後いかに後継者を確保すべきか検討していく必要がある。
課題として、
・農道整備
・遊休地の増加
・イノシシ被害
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・羽地地区(稲嶺・真喜屋・仲尾次)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	川上・親川・田井等 (川上・親川・田井等)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。相続未登記などの土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。

課題として、

- ・後継者がいない
- ・道路整備
- ・遊休地の増加
- ・イノシシ被害

が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・土地改良4カ所や農業用水が整備されている農地といった、基盤整備がなされている農地を中心に、新規就農や地域農業を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。
- ・川上地区の水稻エリアは現在部会で共同管理しているため、このエリアは水稻エリアとしたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在は未定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・羽地地区(川上・親川・田井等)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	振慶名・山田・伊差川・仲尾 (振慶名・山田・伊差川・仲尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。農地中間管理事業を通じて、農業法人が集積を進めている。相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。

課題として、

- ・遊休地の解消
- ・農地の宅地化
- ・イノシシ被害
- ・仲嵩へ至る農道の管理
- ・地理的優位性を生かした儲かる農業の創出が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>国営環境保全型かんがい排水事業(羽地大川地区)の受益地を対象として、畑地かんがい排水末端施設(給水栓2型)の整備を農業基盤促進事業の活用により計画することについて、担当課と調整を進めている。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・新規就農者に対しての地域がどうフォローしていけるか継続して模索を行う。 ・羽地地区(振慶名・山田・伊差川・仲尾)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	我部祖河・古我知・内原 (我部祖河・古我知・内原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。農地中間管理事業を通じて、農業法人が集積を進めている。
 また、地域の現況として基盤整備が一部しかされていないため、農業用水が不十分であることや、農業に新規就農、継続をするためにはコストがかかりすぎるという意見が出た。
 相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
 課題として、
 ・高齢化による離農、農業者の減少
 ・遊休地の拡大、ハウスの利用
 ・農業用水の整備
 ・コミュニティーの盛り上げ方が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、定年者等も幅広く受け入れ、新規就農者の確保・育成を目指す。
 ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
 ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。
別紙記載農地における営農型発電事業の実施について、地域計画の区内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
国営環境保全型かんがい排水事業(羽地大川地区)の受益地を対象として、畑地かんがい排水末端施設(給水栓2型)の整備を農業基盤促進事業の活用により計画することについて、担当課と調整を進めている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・羽地地区(我部祖河・古我知・内原)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

別紙（様式5-1号の2の（2）関連）

様式5-1号の2の（2）記載の営農型発電事業の実施対象農地は下記のとおり

所在	面積（㎡）	備考
名護市字古我知徳川原 411-1	1,255	
名護市字古我知徳川原 411-2	837	

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	呉我 (呉我)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 12 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。農地中間管理事業を通じて、農業法人が集積を進めている。
相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
課題として、
・後継者不足
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。
別紙記載農地における営農型発電事業の実施について、地域計画の区内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在は未定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・羽地地区(呉我)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

別紙（様式5－1号の2の（2）関連）

様式5－1号の2の（2）記載の営農型発電事業の実施対象農地は下記のとおり

所在	面積（㎡）	備考
名護市字呉我花ノ拝山 1460-222	1,816	

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	屋我地地区 (饒平名、運天原、我部、済井出、屋我)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 5 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
 相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
 課題として、
 ・高齢化による後継者不足
 ・小規模農家が多く、大量生産の効率化が困難
 ・物価は高騰するが農作物の価格は上がらない
 ・インシシがないので、被害を受ける前に対策を講じたい
 ・個人経営体では今後厳しくなるので、法人を設立し、農地を担えればいいが設立から経営まで課題が多い
 が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
 ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
 ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	281.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	281.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
 保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
屋我地西部地区において、沈砂池やグリーンベルトを設置することで農地からの土壌流出を抑制し、河川や海域の水質環境を保全することを目的として、沖縄県が県営水質保全対策事業(耕土流出防止型)を令和7年度より実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・屋我地地区(饒平名・運天原・我部・済井出・屋我)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。 ・県外や地区外の法人等についても積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩多面的機能支払交付金事業を活用し、地域の共同活動として農道・農業用排水路・農地の保全を引き続き行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	屋部 (屋部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。

課題として、

- ・遊休地が見受けられるものの所有者は農地を貸すことへの抵抗感から貸し渋りがある
- ・灌漑施設がない
- ・農道未整備(平坦で面的に使える農地が多いが水利が悪く積極的に着手しがたい)

が挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、定期的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
 保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成や定着に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の中心経営体、地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・屋部地区(屋部)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	中山・宇茂佐 (中山・宇茂佐)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
 また市街地に近い地区のため地域外から通う農業者が多い。
 相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
 課題として、
 ・後継者不足
 ・所有者が地域にいない
 ・土地の高騰で売買が進まない
 ・農業用水が未整備
 が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
 ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
 ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。
 ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

国営環境保全型かんがい排水事業(羽地大川地区)の受益地を対象として、畑地かんがい排水末端施設(給水栓2型)の整備を農業基盤促進事業の活用により計画することについて、担当課と調整を進めている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成や定着に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地域の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・屋部地区(中山・宇茂佐)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	旭川 (旭川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

相続未登記などの農地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
中山間地域で近隣の農地同士が繋がっていない、農地に適していない土壌も多いため集約化しづらい。
課題として
・耕作者の高齢化、後継者不在
・農道整備(農道があれて侵入できない農地がある)
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくかなどについて、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在は未定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・屋部地区(旭川)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	勝山 (勝山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
 また、山間地で地形的に厳しく、農道整備や農業用水等の整備がない。
 相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
 課題として、

- ・農業用水がない
- ・農業者の高齢化
- ・農道整備
- ・地区外からの参入が困難(地域に住居がない)
- ・中山間地域のため、農作業が困難

が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者だけでなく定年後に農業を始める人等も地域の担い手として確保・育成を目指す。
- ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在は未定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・農家への支援措置の向上を考えていく。
- ・屋部地区(勝山)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	安和・山入端 (安和・山入端)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、という意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
課題として、
・農業用水の確保
・新規就農者がいない
が、挙げられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>現在は未定である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・屋部地区(安和・山入端)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	久志・豊原・辺野古 (久志・豊原・辺野古)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

久志及び辺野古地区は、面整備及び灌がい排水事業の導入により農業の環境がほぼ整えられている状況であるが、豊原地区は面整備及び農業用水の整備がされていない状況から農業の振興が難しい地域である。
課題として、
・団塊世代の高齢化による離農
・新規就農者がいない
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域を担う者へ遊休地や離農が想定される農業者の農地を斡旋し、地域を担う者へ農地集積を図り農地の有効活用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>現在は未定である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・久志地区(久志・豊原・辺野古)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	二見・大浦・大川・瀬嵩・汀間・三原 (二見・大浦・大川・瀬嵩・汀間・三原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 7 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。相続未登記等の土地が多々あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。

課題として、

- ・生産者の経営安定、魅力、意欲を引き出すための取り組み
 - ・遊休地解消
 - ・鳥獣被害に対する懸念
 - ・台風・大雨時の排水
 - ・後継者不足
- が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話し合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。
- ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

大川・大浦地区の農道について、整備を希望する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の中心経営体、地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。
- ・久志地区(二見・大浦・大川・瀬嵩・汀間・三原)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	安部・嘉陽 (安部・嘉陽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 7 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、中心となる経営体がない。相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
課題として、
・後継者不足
・塩害(高潮対策)
・農業用水未整備
・イノシシ対策
・農道整備
が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・安部地区では農業を安定的に経営できる研修や仕組みづくりを検討して農業が分からない初心者も広く取り入れ技術を引き継ぎながら地域の農業を担う者として設定し集約化していく。
・嘉陽地区では新規就農者の中で地域行事に参加できたり、長期的な視点で考えられ、環境保全に取り組める人材を地域の農業を担う者に設定して集約化を行っていく。
・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。
保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>現在は未定である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の中心経営体、地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・久志地区(安部・嘉陽)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	天仁屋・底仁屋 (天仁屋・底仁屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 11 月 7 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向があり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。天仁屋地区、底仁屋地区それぞれで話し合いに基づき、地域の特性に合わせた農地利用を図っている。

課題として、

- ・担い手不足
 - ・農業用水の未整備
 - ・遊休地の増加
- が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内外から耕作者を確保し、飼料作物を含め、担い手の農地集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地とする。

保全・管理を行う地区については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

別紙記載農地における営農型発電事業の実施について、地域計画の区内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料利用を含め、希望する地域内外からの認定農業者等を受け入れ、担い手への農地集積を促進する。 ・農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の他市町村及び関係機関等と連携し、飼料を含めた基盤整備に取り組む。 ・天仁屋地区において、農業用水の効率的な利用を目指し、畑地かんがい排水施設(給水栓など)の整備に向けた事業計画について、担当課と調整を進めている。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・農地を耕作する際の効率化を図り、労働力の集積と低労働で耕作を続けていけるよう取り組む。 ・久志地区(天仁屋・底仁屋)で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在は未定である。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①担当部署に相談しながら地域で対策を検討する。
 ⑨草地畜産基盤事業(畜産担い手育成総合事業:令和8~12年度・天仁屋地区)を活用し、地域内外からの担う者を受け入れ、地域農業へ担う者への農地集積・集約を促進する。

別紙（様式5-1号の2の（2）関連）

様式5-1号の2の（2）記載の営農型発電事業の実施対象農地は下記のとおり

所在	面積（㎡）	備考
名護市字天仁屋天仁屋原 149-6	4,008	
名護市字天仁屋天仁屋原 149-7	4,412	
名護市字天仁屋天仁屋原 163-1	12,509	
名護市字天仁屋天仁屋原 163-4	2,600	